



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019 年 第 24 号

今回のテーマ：【続報】生産、生活型サービス業の納税者に係る加算控除政策について

【Grant Thornton 致同 Japan Desk News Flash 2019 年第 5 号】において、増値税率引き下げ及び仕入増値税の控除範囲拡大について紹介した（財政省、国家税務総局、税関総署公告 2019 年第 39 号）。本号では、事例を挙げながら加算控除政策に関連する税金計算及び仕訳を紹介する。

事例：ある納税者の 2019 年 8 月、9 月、10 月の売上は其々 1,000、2,000、3,000 であり、仕入増値税は其々 55、120、100 である。これに基づき、加算控除額及び実際納付増値税額を計上する。

項目		8 月	9 月	10 月
売上収入	1	1,000.00	2,000.00	3,000.00
税率	2	6%	6%	6%
売上増値税	3=1*2	60.00	120.00	180.00
仕入増値税	4	55.00	120.00	100.00
仕入増値税振替	5	-	-	5.00
未払増値税	6=3-4+5	5.00	-	85.00
加算控除	期首残高	a	-	13.00
		b	10%	10%
	当期発生額	c=4*b	5.50	12.50
	当期減少額	d=5*b	-	-
	当期加算相殺可能額	e=a+c-d	5.50	13.00
	当期実際控除額	7(IF"6"<"e",TRUE"6",FALSE"e")	5.00	-
	期末残高	f=e-7	0.50	13.00
実際納付増値税額		8=6-7	-	49.50

仕訳は次の通りである。

月	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
8 月	未払税金 -未払増値税	5	その他収益	5
9 月	--		--	
10 月	未払税金 -未払増値税	85	銀行預金	49.5
			その他収益	35.5

お見逃しなく：

- 2019 年 4 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで、生産、生活型サービス業の納税者は、当期の控除可能仕入税額に 10%加算し、課税額から控除する（10%加算控除政策）。
- 2019 年 10 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで、生活型サービス業の納税者は、当期の控除可能仕入税額に 15%加算し、課税額から控除する（15%加算控除政策）。
- 生産、生活型サービス業とは、郵政サービスと電信サービス、現代サービス、生活サービス業の事業者である（具体的な範囲は「販売サービス、無形資産、不動産注釈」財税[2016]36 号参照）。生産、生活型サービスの提供に関連する売上が売上全体の 50%を超える納税者は、加算相殺対象となる。
- 主管税務機関に「加算控除政策を適用する声明書」を提出しなければならない。
- 加算控除政策の有効期間が終了した場合、納税者は加算控除額を以後計上せず、残高の加算控除税額は控除できない。

